

一般競争入札による公告

平成 29 年 11 月 22 日

契約責任者

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
理 事 長 関 庄 一 郎

次のとおり、一般競争入札による公告を行います。

1. 調達内容

(1) 購入品名及び数量

JW センターの機関誌制作業務

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。(初回平成 30 年 4 月 16 日納品)

(4) 納入場所

入札説明書による。

2. 競争参加資格

(1) 次のア～エに該当しない者であること。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後 2 年間を経過していない者。代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質又は若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。

(ウ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者。

- (エ) 監理又は検査に際し職務の執行を妨げた者。
- (オ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者。
- (カ) その他、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターに損害を与えた者。

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始の申立をした者又は民事再生手続(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始に申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。

エ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等その他の各号に掲げる者をいう。

- (ア) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。
- (イ) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
- (ウ) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。

(2) 次の資格等を有していること。

ア 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格「物品の製造」等において、「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付けされていること。

イ 直近 3 年間、印刷製本(編集・校正を含む)業務を行っている者

(3) 入札説明会に参加した者であること。

3. 入札説明会の開催

入札説明会の参加を希望する者は、入札説明書 別紙 1 の入札説明会参加申込書を平成 29 年 11 月 30 日(木)15 時 00 分までに持参又は FAX によって提出すること。

入札説明会は 1 社 1 名とする。

【開催日時及び場所】

平成 29 年 12 月 1 日(金) 11 時 00 分

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 会議室

【連絡先】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

総務部広報室 (担当 田中、菅野)

FAX : 03-5275-7112

4. 入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、〈3. 入札説明会の開催〉の入札説明会に参加の上、入

札説明書に明記されている入札説明書 別紙2の入札書類を平成 29 年 12 月 8 日(金) 17時00分までに5. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先)に示す場所に持参又は FAX によって提出しなければならない。提出された入札書類を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り、入札の対象者とする。なお、提出した入札書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
総務部広報室 (担当 田中、菅野)
TEL : 03-5275-7111 FAX : 03-5275-7112
E-mail: jigyo@jwnet.or.jp

6. その他

(1) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 入札書兼見積書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 8%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を入札書に記載すること。

(6) 契約候補者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書で定める最低価格落札方式をもって契約候補者を決定する。

以上

JW センターの機関誌制作業務

入 札 説 明 書

契約責任者
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理 事 長 関 荘 一 郎

目 次

I 入札及び契約に関する事項	1
1. 契約責任者	1
2. 調達内容	1
3. 競争参加資格	1
4. 入札説明会の開催	2
5. 入札者に求められる義務等	2
6. 入札書兼見積書の記載方法等	3
7. 秩序の維持	5
8. 入札・開札	5
9. 落札者の決定	6
10. 契約書の作成	6
11. その他	7
12. 契約条項、入札者注意事項を示す場所及び問い合わせ先	7

I 入札及び契約に関する事項

1. 契約責任者

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 理事長 関 荘一郎

2. 調達内容

(1) 調達に付する事項

JW センターの機関誌制作業務

(2) 特質等

仕様書のとおり（別紙4）。

(3) 納入期限

仕様書のとおり（別紙4）。

(4) 納入場所

仕様書のとおり（別紙4）。

(5) 入札・開札の日時及び場所

平成 29 年 12 月 11 日（月） 11 時 00 分

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 会議室

3. 競争参加資格

(1) 次のア～エに該当しない者であること。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後 2 年間を経過していない者。代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質又は若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。

(ウ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者。

(エ) 監理又は検査に際し職務の執行を妨げた者。

(オ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者。

(カ) その他、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターに損害を与えた者。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立をした者又は民事再生手続（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始に申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。

エ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等その他次の各号に掲げる者をいう。

- (7) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。
 - (4) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
 - (5) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
- (2) 次の資格等を有していること。
- ア 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格「物品の製造」等において、「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付けされていること。
 - イ 直近 3 年間、印刷製本（編集・校正を含む）業務を行っている者。
- (3) 入札説明会に参加した者であること。

4. 入札説明会の開催

入札説明会の出席を希望する者は、(別紙 1) の入札説明会参加申込書を平成 29 年 11 月 30 日 (木) 15 時 00 分までに持参又は FAX によって提出すること。

入札説明会は 1 社 1 名とする。

【開催日時及び場所】

平成 29 年 12 月 1 日 (金) 11 時 00 分
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 会議室

【連絡先】

〒102-0084 東京都千代田区二番町 3 番地 麹町スクエア 7 階
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 総務部広報室
担当 田中、菅野 FAX: 03-5275-7112

5. 入札者に求められる義務等

(1) 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、<4. 入札説明会の開催>の入札説明会に参加の上、次に示す入札書類（別紙 2）を平成 29 年 12 月 8 日 (金) 17 時 00 分までに<(2) 提出場所>に示す場所に持参又は FAX によって提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において担当から当該提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

●提出書類（別紙 2）

- ア 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の審査結果通知書の写し 1 部
- イ 制作スケジュール（2018 年 4 月号から 2019 年 1 月号の編集から納品）1 部
- ウ 制作体制図（総括責任者、校正担当者、営業担当者等）1 部
- エ 表紙及び目次のデザイン（各 2 パターン）1 部
- オ 資材確認票 1 部（以下の URL の様式を参考にすること）
（様式）http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/refe/kakunin_form.doc

(2) 提出場所

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 総務部広報室
担当 田中、菅野 FAX: 03-5275-7112

6. 入札書兼見積書の記載方法等

(1) 入札書兼見積書の記載方法

ア 入札書兼見積書は日本語で記載すること。なお、金額については日本国通貨とする。

イ 入札書兼見積書は当センターの様式(別紙3)によること。

ウ 記載項目は次のとおり。

(ア) 入札金額

① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を入札書に記載すること。

② 入札金額には、調達物品の本体価格のほか、輸送費等一切の諸経費を含めること。

(イ) 品名

<2. 調達内容 (1) 調達に付する事項>に示した品名とする。

(ウ) 年月日

<2. 調達内容 (5) 入札・開札の日時及び場所>に示した年月日とする。

(エ) 入札者の氏名及び押印等

入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とし、押印すること。

(2) 入札書兼見積書の提出方法

入札者は次の方法により入札書兼見積書を提出しなければならない。

ア <2. 調達内容 (5) 入札・開札の日時及び場所>の入札箱に入札書兼見積書を投函する。

封筒に入れ封印し、かつその封筒の表に入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む、宛名は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター理事長殿とすること)及び「平成29年12月11日開札[JWセンターの機関誌制作業務]の入札書兼見積書在中」と記載して、入札日時までに提出すること。

イ 郵便により入札書兼見積書を提出する場合は、書留郵便又は特定記録郵便に限る。

「入札書兼見積書在中」と記載した封筒に入れ封印し、かつその表面に次のとおり記載する。

・入札者氏名(法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。)

・宛名: 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 理事長殿

- ・開札日時：平成 29 年 12 月 11 日（月）11 時 00 分
- ・入札件名：[JW センターの機関誌制作業務] の入札書兼見積書在中
- ・初度入札及び再度入札の区別

初度入札の入札書兼見積書在中の封筒には「1 回」と、再度入札の入札書兼見積書在中の封筒には「2 回」から順に回数を記載する。

「入札書兼見積書」を入れた封筒はまとめて別の封筒に入れ、平成 29 年 12 月 8 日（木）17 時 00 分までに、<5. 入札者に求められる義務等（2）提出場所>に示す場所あてに郵送（必着）。なお、電報、ファクシミリ、電話等の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書兼見積書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

（3） 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書兼見積書に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をしておくとともに、入札日時までに委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（4） 入札書兼見積書の無効

次の各号に該当する入札書兼見積書は無効とする。

ア 競争に参加するための条件を満たさない者又は指名しない者により提出された入札書兼見積書

イ 郵便による入札の場合で定められた日までに到着しない入札書兼見積書

ウ 委任状のない代理人により提出された入札書兼見積書

エ 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書兼見積書

オ 二人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書兼見積書

カ 同一の者により提出された二以上の入札書兼見積書

キ 入札書兼見積書が郵便で差し出された場合において<6. 入札書兼見積書の記載方法等（2） 入札書兼見積書の提出方法>に定める記載のない入札書兼見積書

ク 記載事項が不備な入札書兼見積書

(7) 入札金額が不明確な入札書兼見積書

(i) 入札金額を訂正したもので、訂正印のない入札書兼見積書

(v) 品名・数量が<2. 調達内容（1） 調達に付する事項>で示したものと異なる入札書兼見積書

(r) 調達する物品等又は役務の名称、数量、単価及び合価の記載のない入札書兼見積書

(t) 入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書兼見積書

- (カ) 届出の印章の押印のない入札書兼見積書
 - (キ) その他記載事項が不備又は判読できない入札書兼見積書
 - ケ 明らかに連合によると認められる入札書兼見積書
 - コ その他入札に関する条件に違反した入札書兼見積書
- (5) 入札書兼見積書の内訳金額と合計金額が符合しない場合
- 落札後、入札者に内訳書を記載させる場合があるので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

7. 秩序の維持

(1) 「独占禁止法」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

ア 入札者は入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札価格を定めてはならない。

(2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがある。なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

8. 入札・開札

(1) 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

なお、立会者は1名に限る。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、契約責任者等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。
- (5) 開札した場合において、各人の入札のうち契約基準額の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、入札金額が契約基準額の範囲に達する又は入札者がいなくなるまで繰り返し入札を行うので入札書兼見積書を複数枚用意しておくこと。

9. 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 最低価格落札方式とする。

<5. 入札者に求められる義務等>に従い、書類・資料を提出した入札者であって、<3. 競争参加資格>の競争参加資格を全て満たし、本入札説明書の要求要件をすべて満たして、当該入札者の入札金額が契約基準額の制限の範囲内であり、かつ、入札価格が最も低いものを落札者とする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

ウ 契約責任者等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名(法人の場合はその名称)及び数量、合計金額を書面で通知する。

(2) 落札決定の取消

次の各号に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

ア 落札者が、契約責任者から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。

イ <6. 入札書兼見積書の記載方法等 (5) 入札書兼見積書の内訳金額と合計金額が符合しない場合>の規定により入札書兼見積書の補正をしないとき。

10. 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。

(2) 契約書において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成

- ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

11. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期等

ア 支払方法及び支払場所

銀行振込による届出金融機関口座

イ 支払時期等

契約の履行を完了し、検査に合格したときは、支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (4) 入札者は、契約責任者が指定する日時までに、仕様書及び現品を熟知しておくものとする。
- (5) 入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書及び現品の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (6) 監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

12. 契約条項、入札者注意事項を示す場所及び問い合わせ先

(1) 契約条項、入札者注意事項を示す場所

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 総務部広報室
担当 田中、菅野 TEL : 03-5275-7111 FAX : 03-5275-7112
E-mail: jigyo@jwnet.or.jp

- (2) 入札に関する問い合わせ先 同上
- (3) 仕様書等に関する問い合わせ先 同上

平成 29 年 月 日

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 殿

入札説明会参加申込書

次の調達案件について、入札説明会に参加を希望いたします。

【調達案件名】

JW センターの機関誌制作業務

【入札説明会日時】

平成 29 年 12 月 1 日(金) 11 時 00 分

【出席予定者名】(当日名刺を提出してください。)

住 所: 〒 -

会 社 名:

部 署 名:

(ふりがな)

氏 名:

TEL:

E-mail:

【提出方法】

入札説明会の出席を希望する者は、平成 29 年 11 月 30 日(木)15 時 00 分までに持参又は FAX によって提出してください。

【提出先】

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア7階

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

総務部広報室

担当 田中、菅野

□FAX:03-5275-7112

(注意)

入札説明会では入札説明書、仕様書等の配布はしませんので、各自ご持参ください。

平成 29 年 月 日

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 殿

所在地
商号又は名称印
代表者氏名

入 札 書 類

・ JW センターの機関誌制作業務

標記の件について、次のとおり提出します。

1. 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格「物品の製造」等において、「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付けされていることが確認できる書類
(平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格書(全省庁統一資格)の審査結果通知書の写し)
2. 制作スケジュール(仕様書(別紙4)「2.4 業務の進め方と前提条件(3)制作スケジュールの作成、管理」による)
3. 制作体制図(総括責任者、校正担当者、営業担当者等)
4. 表紙及び目次のデザイン(各 2 パターン)
5. 資材確認票(用紙、インキ、加工素材は「一般社団法人日本印刷産業連合会「印刷資材『古紙リサイクル適性ランクリスト』規格」の「A ランクのみ」の資材・加工」であるもの)

(担当者)
所属部署：
氏 名：
TEL/FAX：
E - m a i l：

入 札 書 兼 見 積 書

平成 年 月 日

契約責任者

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理 事 長 関 庄 一 郎 殿

入札者（見積者）

住所：
氏名：

印

件 名 JWセンターの機関誌制作業務

入 札 金 額
(見 積 金 額)

金	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(税込み)

(税抜き額) 円)

(消費税額) 円)

内 訳

品名等	数量	単位	単価	合価
JWセンターの機関誌の制作（年4回のうちの1回あたり）	2,300	部	円	円
			円	円
			円	円

入札者注意書（又は入札説明書）、契約条項、その他定められた事項を承諾の上、上記のとおり入札します。なお、落札の際には、確実に履行します。

（以下、当社使用欄）

契約締結の決定伺い	契 約 番 号	第 号	納入場所 仕様書のとおり
	契 約 月 日	平成 年 月 日	備考
	納 入 期 限		

JWセンターの機関誌制作業務

仕様書

平成29年11月22日

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

目 次

1. 調達件名.....	3
2. 作業の概要.....	3
2.1 目的.....	3
2.2 機関誌に関する基本的事項.....	3
2.3 委託の範囲.....	3
2.4 業務の進め方と前提条件.....	4
2.5 業務委託期間.....	4
2.6 納入成果物.....	4
3. 特記事項.....	4
3.1 基本事項.....	4
3.2 再委託.....	5
3.3 機密保持.....	5
3.4 遵守事項.....	5
3.5 環境への配慮.....	5
4. 窓口連絡先.....	5

1. 調達件名

JWセンターの機関誌制作業務

2. 作業の概要

2.1 目的

本業務は、産業廃棄物の適正処理の啓発、普及や関係情報の発信を目的として、都道府県・政令市、関係団体、学識経験者、排出事業者及び処理業者等に対し、機関誌を年4回発行するものである。

2.2 機関誌に関する基本的事項

(1) 発行の目的

- ① JWセンター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターをいう。以下同じ。）の事業活動の周知
- ② 都道府県・政令市、関係団体等の産廃への取り組みに関する情報の提供
- ③ 産業廃棄物の適正処理・3Rに関する情報の提供

(2) 編集における基本コンセプト

- ① JWセンターの事業活動の報告
- ② 産業廃棄物に係る動向などの情報の提供
- ③ 誌面を活用した“読み物”的な情報の提供
- ④ 編集担当者とのスムーズなやり取り
- ⑤ 機能的、魅力的なデザイン

(3) 発行回数及び基本発行部数

- ① 発行回数：年4回（季刊）（4月、7月、10月、1月）
- ② 基本発行部数：2,300部

(4) 現在の機関誌の基本仕様

- ① サイズ：A4判
- ② 標準頁数：36頁（表紙・裏表紙含む）
 - i 表紙・裏表紙4頁カラー刷り
再生マットコート紙 菊判 76.5Kg
 - ii 本文32頁 2色刷り
再生マットコート紙 菊判 48.5 Kg
- ③ 製本方法：無線綴じ
- ④ 用紙、インキ、加工素材は「一般社団法人日本印刷産業連合会「印刷資材『古紙リサイクル適性ランクリスト』規格」の「Aランクのみの資材・加工」」であるものとする。

2.3 委託の範囲

- (1) 表紙・裏表紙のデザイン（写真を除く）
- (2) 目次、本文記事の編集、デザイン、作図表及びレイアウト
- (3) 用紙、インキ、加工素材等の選定
- (4) 校正、製版、印刷・製本及び納入（納入場所：JWセンター及び発送業務委託先）
- (5) その他制作に伴う作業（原稿受取り、JWセンター校正原稿の届け等）
- (6) 本誌のPDFファイルの作成及びCD-Rによる納入

2.4 業務の進め方と前提条件

(1) 業務の進め方

- ①作業の実施にあたっては、計画書をあらかじめ JW センターに提出して、承認を受ける。
- ②作業は、承認を受けた計画書に従って実施するものとする。
- ③作業は、適宜、打合せを行い円滑に実施するものとする。
- ④デザイン、レイアウト等について十分に協議して実施するものとする。
- ⑤校正に努め、原稿に誤りある場合は、JW センターに提示するものとする。

(2) 前提条件

- ①原稿は、JW センターが作成・支給することを基本とする。
- ②余白スペースの挿絵など、原稿以外に制作に必要なものは受託者が用意する。

(3) 制作スケジュールの作成、管理

- ①入稿日：原則、納品月の前月の 1 日。
- ②納品日：4 月、7 月、10 月、1 月の各 15 日（15 日が土日祝日の場合は翌日）。

2.5 業務委託期間

機関誌 2018 年春号（4 月）～2019 年冬号（1 月）の編集から納品完了まで。

なお、双方から業務委託終了の意思表示がない限り、同一条件にて更に 1 年間延長するものとし、最長で 2021 年冬号（1 月）までとする。

2.6 納入成果物

(1) 機関誌 各 4 回（季刊）（4 月、7 月、10 月、1 月）

※初回 2018 年春号（4 月） 平成 30 年 4 月 16 日納品

基本納入部数：2,300 部／回（30 部で梱包）納入場所：JW センターが指定する場所

(2) 電子媒体

上記（1）の機関誌を電子媒体に格納した PDF

納入枚数：1 枚／回 納入場所：JW センター

3. 特記事項

3.1 基本事項

受注者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 本業務の遂行にあたり、業務の継続を第一に考え、善良な管理者の注意義務をもって誠実に行うこと。
- ② 本業務に従事する要員は、JW センター担当者と円滑なコミュニケーションを行う能力と意思を有していること。
- ③ 要員の責めに起因して発生した火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負うこと。
- ④ 本業務の履行に際し、JW センター担当者からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じること。また、改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応すること。

3.2 再委託

受注者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受注業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を JW センターに報告し、承認を受けること。受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、JW センターに報告し、承認を受けること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこと。

3.3 機密保持

本業務を実施する上で必要とされる機密保持に係る条件は、以下のとおり。

- ① 受注者は、受注業務の実施の過程で JW センターが開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受注者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 受注者は、本受注業務を実施するにあたり、JW センターから入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ・複製しないこと。
 - ・用務に必要ななくなり次第、速やかに JW センターに返却すること。
 - ・受注業務完了後、上記①に記載される情報を削除又は返却すること。
- ③ 応札希望者についても上記①及び②に準ずること。
- ④ 機密保持の期間は、当該情報が公知の情報になるまでの期間とする。

3.4 遵守事項

本業務を実施するにあたっての遵守事項は、以下のとおり。

受注者は、JW センターへ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

3.5 環境への配慮

本件に係る納入成果物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を導入すること。

4. 窓口連絡先(対応は平日 9 時～17 時まで)

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

総務部広報室

担当者 : 田中、菅野
TEL : 03-5275-7111
FAX : 03-5275-7112
E-mail : jigyo@jwnet.or.jp